

討 論

討論とは、表決の前に賛成か反対かの自己の意見を表明することです。(発言順に掲載)

議案第5号 加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する 条例の制定について

可決 (賛成 12、反対 1)



井上芳弘 議員

賛成

低所得者の基準に加えて要介護2以上という制約が付け加えられて、後期高齢者の負担が増えることについては反対を表明したいところであるが、関係者からも要望が出ており、議会も要望した精神障害者保健福祉手帳の2級所持者にも拡充をされた点を評価したい。

医療費助成を精神障害者2級まで対象を広げ、市単独で1,000万円を新たに負担することには疑問が残る。加西市内でも就労継続支援A型、B型事業所、地域活動支援センターが開設され、障がいのある方への日中活動を提供する場がふえてきている。施策の方向性として個人への給付や助成を見直し、将来も安心して暮らせる施策に予算を充てるべきと考える。

反対



深田真史 議員



森元清蔵 議員

賛成

重度医療費助成の対象者は、精神障がい16.7%の1級の方しか該当せず、他の身体、知的障がいの方と比べても少ない。69%を占める精神障害者手帳2級の方は、一般医療費については補助がなく、生活費を十分賄える就労になっていない中で、医療費が負担となっている。生活支援の観点からも2級も助成対象にしていく必要がある。



長田謙一 議員

賛成

加西市ではこれまで実施してきた老人医療費助成事業も、昭和40年代より平均寿命が大きく男女とも伸び、80歳を超えている。また、平成28年9月定例会において、精神障がい者の団体からの医療費助成対象の拡充を求める請願が採択されたことにより、現在の対象である精神障害者1級から2級にも拡大するものである。

決 議 案

決議案第1号 植田通孝議員に対する議員辞職勧告決議 (案) について

可決 (賛成 6、反対 5、
退席 1、欠席 1)

植田通孝議員に対する議員辞職勧告決議 (案)

加西市議会は、平成26年10月3日の議員協議会において「議員の区長等への就任について」の申し合わせ事項を全議員一致で決定した。この内容は「市議会議員は、全市民的な見地から厳正公正な立場で市政を考え、議員活動に専念すべきであるため区長(自治会長)、農会長に就任しないこと。ただし、この申し合わせを決定した時に、区長、農会長である議員は、残任期間はこれを適用しない。」というものである。

また、市民には、平成26年11月の加西市議会だよりに内容を掲載して周知徹底し、平成27年の加西市議会議員選挙において選出された議員もこの申し合わせ事項を遵守してきた。

ところが、平成29年になり、植田通孝議員は、居住の自治会の初総会に参加せず、議員は区長を兼任できない旨を住民に十分説明し理解を求める努力を怠り、区長に選任され、自ら決めたこの申し合わせ事項を守らず区長に就任した。

この事態に対し、2月20日に議長から「申し合わせ事項を遵守され、即刻是正されるよう通告します。」との通告書が植田通孝議員に手渡されました。しかし、植田通孝議員はこの通告にも従わず、兼任状態を続けている。

議員として全市民的な見地から厳正公正な立場で市政を考えていくために、市民に周知徹底を図ってきたこの申し合わせ事項を遵守しない植田通孝議員の行為は、加西市議会に対する市民の信頼を著しく失墜させるものである。

さらに、植田通孝議員の行為は、全ての加西市議会の申し合わせ事項を、個々の議員の判断で無効にしてしまうことになり断じて許すことはできない。

よって、植田通孝議員は、事態の重大さを真摯に受け止め、速やかに市議会議員の職を辞するよう勧告する。